

一時保育利用者負担軽減費の請求について

一時保育利用者負担軽減事業とは、板橋区内の保育園で実施する一時保育を利用した世帯が、生活保護世帯、所得の低い世帯等である場合、利用料の一部を助成する制度です。

1.対象となる方および助成金額

次の①～②の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 一時保育利用日時点で、児童及び保護者が板橋区内に居住していること
- ② 次の表の対象となる世帯のいずれかに該当すること

(複数当てはまる場合は、補助額が大きいほうの金額が適用になります)

対象となる世帯	補助基準額(児童1人当たり日額)
生活保護受給世帯	3,000円
住民税非課税世帯	2,400円
年収360万円未満相当世帯(住民税の所得割課税額が合計77,101円未満の世帯)	2,100円
区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯	1,500円

1日の利用料が補助基準額に満たない場合、利用料の金額が補助上限となります。

2.対象の施設

板橋区内の区立保育園、私立認可保育園、小規模保育園が対象です。

一時保育の実施施設につきましては、板橋区のホームページをご覧ください。

※認可外保育施設、幼稚園は対象となりませんのでご注意ください。

3.請求期間・振込時期

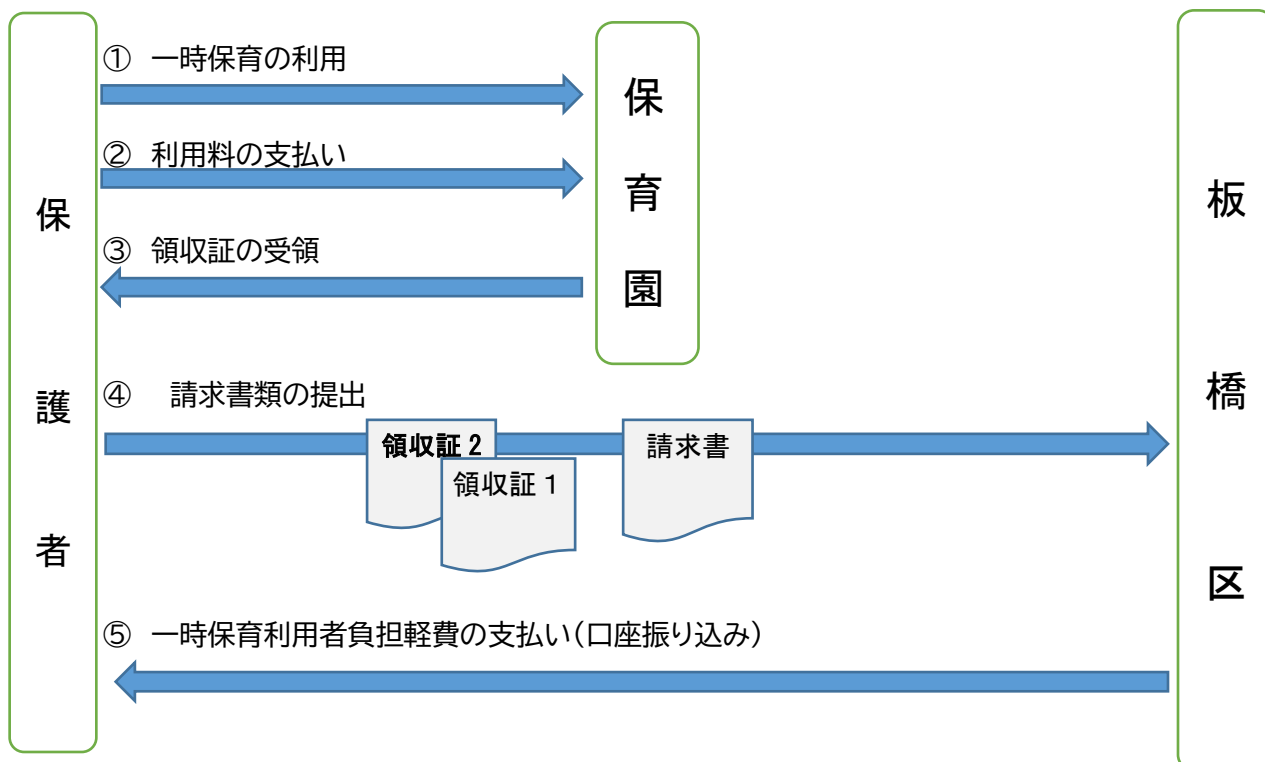
令和8年度 スケジュール

	利用月	請求期間	振込予定
第1回	令和8年4月～6月	令和8年7月1日～7月17日	令和8年9月
第2回	令和8年7月～8月	令和8年10月1日～10月16日	令和8年12月
第3回	令和8年9月～12月	令和9年1月4日～1月15日	令和9年3月
第4回	令和9年1月～3月	令和9年4月1日～4月10日	令和9年5月

※請求期限に間に合わなかった場合は、当該年度内に限り、遡って申請することが可能ですが、可能な限り申請回に間に合うようご提出をお願いいたします。

最終受付締切日は、令和9年4月10日必着です。最終受付締切日を過ぎて到着した請求書は、いかなる理由があっても受理できません。

4.利用者負担軽減事業費の請求の流れ



① 一時保育の利用

まずは一時保育を利用します。

② 利用料の支払い

保護者は、一時保育の利用料を保育園にいったん全額支払います。

③ 領収証の受領

保護者は保育園から領収証を受領します。

保育園で独自の様式を用意していない場合は、板橋区のホームページにある領収証の様式をダウンロードしたものに記入してもらってください。

④ 請求書類の提出

保護者は板橋区保育サービス課に請求書類を提出します。

郵送か窓口でのご提出をお願いします。※fax、メールでのご提出は受付できません。

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係 (南館 3階 ㊸ 窓口)

⑤ 一時保育利用者負担軽減費の支払い(口座振り込み)

請求書に記載した口座に、一時保育利用者負担軽減費が振り込まれます。

5.算定の基準となる所得

一時保育利用日	算定の根拠となる住民税の年度
令和8年4月～8月	令和7年度
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度

6.申請に必要な書類

対象となる世帯	必要書類
生活保護受給世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証
住民税非課税世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 世帯分の住民税課税(非課税)証明書(コピー可)が必要になる場合があります。※
年収360万円未満相当世帯(住民税の所得割課税額が合計77,101円未満の世帯)	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 世帯分の住民税課税(非課税)証明書(コピー可)が必要になる場合があります。※ 証明書の備考欄に税額控除額の内訳が必要です。
区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯	① 一時保育利用者負担軽減事業請求書 ② 各保育園が発行した領収証 ③ 区が指定する書類

・住民税課税・非課税証明書は、1月1日に住民登録がある市区町村で発行されます。

・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを使ってコンビニで発行できる場合があります。

※住民税非課税世帯・年収360万円未満相当世帯の判定は、時期によって分かります。

〈令和8年4～8月利用分を請求するとき〉

令和7年1月1日に板橋区に住民登録がある方→住民税課税・非課税証明書の提出は不要です。

令和7年1月1日に板橋区に住民登録がない方→住民税課税・非課税証明書の提出が必要です(コピー可)。

〈令和8年9～令和9年3月利用分を請求するとき〉

令和8年1月1日に板橋区に住民登録がある方→住民税課税・非課税証明書の提出は不要です。

令和8年1月1日に板橋区に住民登録がない方→住民税課税・非課税証明書の提出が必要です(コピー可)。

7.よくある問い合わせ

質問	回答
利用回数に制限はありますか？	制限はありません。
自分の世帯年収がわからないため、問い合わせることは可能ですか？	下記に住民税の確認方法について記載しています。それでも該当かどうかわからない場合は、一度ご申請ください。お電話での問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
自分の世帯年収はどのように調べられますか？	住民税の「特別徴収の決定通知書」または「課税(非課税)証明書」で確認できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税の方は特別区民税「所得割」、「均等割」の額がいずれも0円。 ・年収 360 万円未満相当の方は特別区民税「税額控除前所得割額」の欄を世帯員分すべて合算し、77,101円未満
生活保護は受給していません。父母のうち、どちらかが非課税で、もう1人は年収360万円以上の場合、補助の対象になりますか？	世帯としての補助要件となるため、世帯員のうちいずれかのみが要件を満たす場合は、対象外となります。そのため、お尋ねのケースでは補助対象外となります。
幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度と両方補助を受けられますか？	幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度と、一時保育利用者負担軽減の制度の両方に該当する方は、幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度の補助が優先になります。幼児教育・保育無償化(施設等利用費)の制度で上限額を超える場合は、一時保育利用者負担軽減制度の補助対象になります。

↓ 区ホームページはこちら ↓



<お問合せ先・提出先>

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係 (南館 3階 ㊸ 窓口)

電話：03-3579-2492 (一時保育の利用者負担軽減のことで、とお話ください)